

提供データ及び抽出基準

1. 県からの提供データ

(1) 県は、委託業務に使用するため、事業参加保険者に代わって下記の国民健康保険データを業務受託者へ提供する。

ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル(21_RECODEINFO_MED.CSV)

イ DPCのレセプト電算コード情報ファイル(22_RECODEINFO_DPC.CSV)

ウ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル(24_RECODEINFO_PHA.CSV)

エ 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル_FKAC167

オ 被保険者管理台帳(P26_006)

カ 印字用宛名データ

キ 宛名に係る外字ファイル

*ア～ウ:

①対象者抽出用:基準とする月から過去約5年分

②報告書作成用:報告書作成時点で最新の審査分まで

エ:過去2年度分

オ～キ:提供時に最新のもの

(2) 上記の他、必要なデータについては、別途、協議の上、提供する。

(3) データの提供は、個別に提供方法を定める。

2. 抽出基準

抽出基準については、以下を参考とすること。なお、より効果的だと考える基準を設定することも可とするが、最終的には事業参加保険者と調整・確認の上決定すること。

(1) 当事業における生活習慣病とは、高血圧、糖尿病、脂質異常症とする。

(2) 未治療者の抽出について

未治療者は以下①・②両方の条件を満たすものを指す。

①事業実施前年度の特定健診結果データで、血圧、血糖、血中脂質が受診勧奨判定値以上(*1)であるもの。

(*1)受診勧奨判定値の定義は各項目以下の通り。

血糖:HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dL以上

血圧:収縮期血圧140mmHgまたは拡張期血圧90mmHg以上

血中脂質:中性脂肪300mg/dL以上、またはHDLコレステロール35mg/dL未満、またはLDLコレステロール140mg/dL以上

②前年度健診受診月以降(健診受診月を含む)、対象者抽出時に使用するレセプ

ト電算コード情報において、生活習慣病の傷病名(確定または疑い)、生活習慣病の治療薬の処方などのいずれも記録がないもの。

(3) 治療中断者の抽出について

治療中断者は以下①～③すべての条件を満たすものを指す。

①対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において、一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方がある(*2)もの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。

(*2)同一年月に、同一の医療機関において生活習慣病の確定傷病名と治療薬の処方が記録されている場合に限定する。

②対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の治療薬を処方されているもの。

③②の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプト電算コード情報において6か月以上、生活習慣病の傷病名(確定または疑い)、治療薬の処方などのいずれも記録がないもの。

(4) その他

指定難病等の記録から、介入が適さない者についても考慮する。

治療中断者及び未治療者の両方に該当するものについては、調整を図り、治療中断者または未治療者のいずれか一方の勧奨とする。